

令和 7 （ 2 0 2 5 ） 年度

葉山町立葉山小学校

学校防災計画

[目次]

第1章 大規模地震に係る基本的な対応

- 1 地震への対応【児童が学校管理下にある場合】・・・・・・・・・・ 3
 - 【1】 大地震直後の対応の仕方
 - 【2】 一時待避場所への避難直後の学校の教職員の対応
 - 【3】 緊急対策本部としての活動の開始
- 2 地震への対応【児童が学校管理下でない場合】・・・・・・・・・・ 7
 - 【1】 安否・参集情報の登録
 - 【2】 参集の仕方とすみやかな緊急対策本部の確立
- 3 葉山小学校が避難所となった場合の対応について・・・・・・・・・・ 8
 - 【1】 避難所業務への協力について
 - 【2】 避難所としての初期対応のあり方
 - 【3】 避難所運営時における応急教育開始までの目安

第2章 風水害に係る基本的な対応

- 1 風水害への学校としての事前対策・・・・・・・・・・ 1 2
- 2 風水害時における学校の対応・・・・・・・・・・ 1 3
- 3 学校施設が被害を受けた場合の対応について・・・・・・・・・・ 1 4

第3章 避難所開設に係る基本的な対応

- 【1】 避難所活動について・・・・・・・・・・ 1 6
- 【2】 避難所開設における学校・教職員の役割・・・・・・・・ 1 7
- 【3】 住民対応・避難所支援班の設置・・・・・・・・・・ 1 8

第1章 大規模地震に係る基本的な対応

1 地震への対処【児童が学校管理下にある場合】

- A：震度3程度までの地震 → 原則的には校庭への避難を実施しない。
職員室での情報収集に努める。
- B：震度4程度の地震 → 児童の気持ちを落ち着かせるために、校庭への避難を実施する。
- C：震度5弱以上の地震 → 人的・物的被害が予想される震度5弱以上の大きな地震。「被害状況を踏まえた安全な避難」を重視し、以下のマニュアルに沿って対応する。

【1】大地震直後の対応の仕方

(1) 教職員の直接管理下(授業、給食指導等)で大地震に遭遇した場合

教職員も児童も経験の無い大きな地震への対応となる。建物の損壊や、児童の負傷が十分予測される中の活動である。余震が何度も襲ってくると思われるので、以下の体制を作る。

①職員室では・・・

- ・管理職が職員室に緊急対策本部を設置する。
- ・非常持ち出し用具を確認し、教職員からの連絡を待つ。
- ・非常放送が使用可能な場合、全校児童を沈静させ、教職員へ情報収集を指示する。
- ・目視可能な場所の状況を確認する。
- ・ただし、火災・建物の倒壊を確認した場合は、直ちに避難させることとする。

②教室では・・・

- ・授業者は児童の沈静に努め、安否・怪我の状況、及び損壊状況を素早く把握する。
- ・同じフロアの教職員同士連絡を取り合い、フロア待機者と職員室への報告者を素早く決定し、情報交換する。
- ・児童の被害状況、校舎の損壊状況を職員室に報告する。
- ・待機者は児童の余震の恐怖を取り除くよう支援する。

③揺れがおさまっているとき・・・

- ・避難経路・場所を決定し、避難を開始する。
- ・ただし、余震での倒壊があり得る教室の教職員は、避難指示を待たず児童の避難指示を出してもよい。

(2) 教職員の間接的な管理下（休み時間、始業前、放課後等）で地震に遭遇した場合

避難訓練と同様に、児童同士助け合いながら、校庭避難地点に集合する。

教職員は、残留している児童がいないか、探索しながら、避難地点に向かう。ケガで動けない児童等がいる場合は、周囲の児童に職員室に伝えるように命じるか、自分で職員室に連絡に来る。

職員室では、集合地点に向かう教師を管理職が指名する。管理職自身は職員室に残り、ケガ等での残留児童の存否が受け取れるように心がける。職員室での滞留が危険な場合は、職員室に近い校庭で、連絡の有無を確認する。ある程度待って、連絡がなければ集合地点に向かう。

※様々な状況が考えられるが、校地内に教職員、児童がそろっている場合の想定である。

①職員室からの指示は・・・

- ・放送機器が使用可能なら緊急放送にて適切な指示を出す。
 - ア 校庭にいる児童には校舎に近づかないよう呼びかける。
 - イ 教室等校舎にいる児童には、揺れがおさまるまで待機を呼びかけ、付近の教師とともに落下物やガラス破片に注意しながら、校庭の集合地点への避難をするよう呼びかける。
 - ウ 非常品持ち出しの担当以外は、分担を素早く決めて、校舎内にいる児童の避難の支援に向かう。

②校舎内にいた教職員は・・・

- ・放送が無くても、上記ア、イを付近の児童に大声で呼びかける。
- ・トイレなど児童の有無を確認しながら、自分が見つけた範囲の児童を残さず引率しながら、校庭避難地点に安全に避難誘導する。

③校庭等校舎外にいた教職員は・・・

- ・素早く児童に待機場所を指示し、避難目的地が、校舎内の児童に明らかになるよう留意する。
- ・児童が校舎に近づかないよう指示する。
- ・外に出てくる避難者に対し、落下物の危険性等、外から見て分かる危険について、大声で知らせる。
- ・火災等外から分かる範囲で校舎の異常に気づけば、その発生を職員室に知らせる。

(3) 社会見学、遠足等で遭遇した場合

どのような状況で遭遇しても児童の人数を確認し、安全な場所へ避難誘導することが優先される。また、引率先から学校へ状況を、可能な限り速やかに連絡する。

①屋内にいる場合

- ・速やかに安全な場所へ移動させる。
- ・施設内にいる場合には、その避難指示に従う。



②屋外にいる場合

- ・海岸にいる場合は津波、山間部にいる場合は山崩れや崖崩れが起こる可能性があるの
で、速やかに安全な場所に避難させる。

※交通機関が途絶した場合、かなりの長期間、滞在先の避難計画に従う場合が考えられる。地元では、親が子どもの安否を気にしているので、正確な情報を管理職に報告することを心がける。

※校外行事を企画した場合、担当者は団体として1個以上ラジオを携帯し、正確な情報を入手できるような工夫をする。

(4) 登校、下校途上で遭遇した場合

①日頃の指導・・・

- ・「カバンや持ち物で自分の頭を保護する」、「建物、塀、崖下、川岸等からすぐ離れる」、「自動車は思わぬ動きをするので離れる」等の指導をしておく。
- ・登校中に地震に遭遇した場合は、自宅に戻るか、可能ならばそのまま通学路に登校する。
- ・下校中は、原則として安全に注意しながら下校させる。
- ・交通機関を利用している児童は、交通関係者の指示に従い、決して自分勝手な行動をとらないよう指導しておく。
- ・学校に向かうか家に向かうかを判断するポイント地点を、あらかじめ通学路上に決めさせておく。

②実際の場面では・・・

- ・避難の途中経路で児童が集まり、互いに助け合うように指導しておく。

【2】 一時待避場所への避難直後の学校の教職員の対応

(1) 人的被害状況の把握と校内人命救助活動

- ・避難してない児童や教職員の捜索や救出、救護にあたる。

- ・避難した児童の安全確保とけが等の応急処置にあたる。
- ・人員点呼にとどまらず、被害状況の把握を行う。管理職を含む複数の教職員で校舎内の巡視をするが、目的は残留している児童の救出等とする。
- ・火災の場合は初期消火に努める。

(2) 一時待避場所の安全確保

- ・崖崩れ、地面の陥没等の危険な状態がないか、確認する。
- ・ガラス飛散や建物の倒壊に巻き込まれる危険性を検証し、危険と判断した場合は別の安全な場所へ避難する。

※ガラスは、建物の高さの半分の距離まで飛散する可能性がある。校舎の高さを確認し、校舎に隣接する場所等校庭の危険箇所を把握しておく必要がある。

【3】 緊急対策本部としての活動の開始〈地震発生から児童下校までの初動期〉

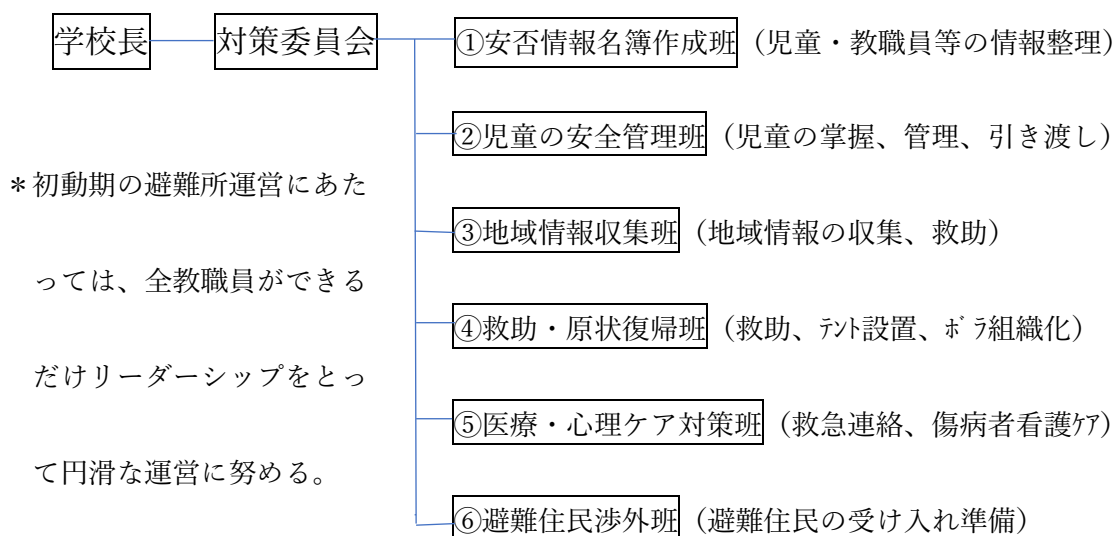
(1) 児童の安全確保

- ・地域にも大きな被害が予想される場合は、児童は下校させず、学校での引き渡しを原則とする。
- ・保護者と連絡をとり、引き取りの依頼をする。引き取りに来られない場合も児童の状況などを保護者へ連絡するよう努める。

(2) 情報の報告・収集

- ・教育委員会への報告や指示、市町村・警察署・消防署・町内会等と連絡連携して情報収集に努める。

(3) 初動期防災組織の係活動の開始（以下の組織で、初動期の活動に当たる。）



2 地震への対処【児童が学校管理下でない場合】

【1】 安否・参集情報の登録

- (1) 各教職員は災害電話 171 或いは携帯電話のインターネット機能を利用した「災害用伝言板」へ、自分の電話番号で、安否情報として怪我・参集のめどについて登録する。
- (2) 管理職は 171 や災害用伝言板等から職員の状況（参集情報）を得る。



【2】 参集の仕方とすみやかな緊急対策本部の確立

(1) 教職員の参集について

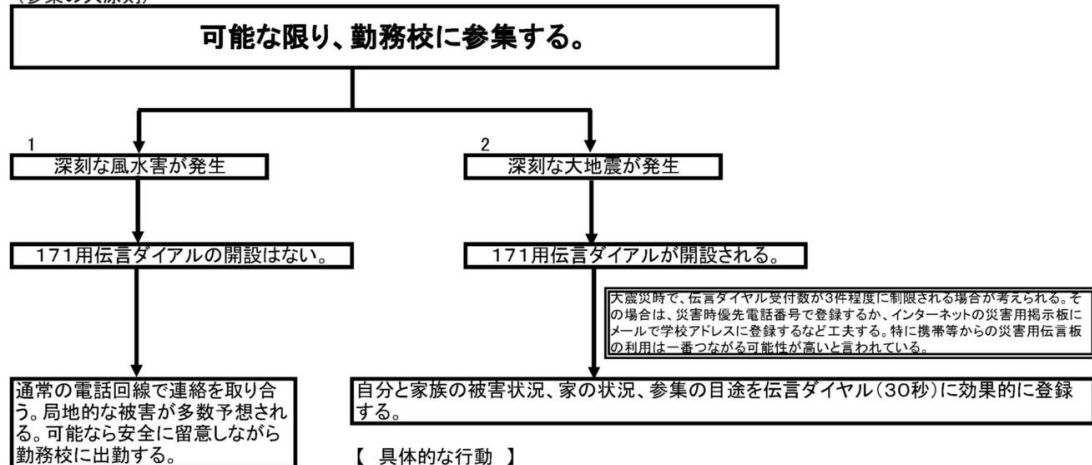
- ・地震発生から管理職は葉山小学校に急ぎ向かい、出来るだけすみやかに対策本部を確立する。
- ・葉山町在住の教職員は、自宅や家族の様子を確認の上、葉山小学校に参集して校長の指揮のもと、可能な限りすみやかに対策委員として活動にはいる。
- ・地震発生当日夜から、当番制の宿直を班ごとに 1 名残る体制を堅持し、状況が安定する時期まで努力する。
- ・勤務学校への通勤が可能な教職員は可能な限り出勤とする。
- ・交通が途絶した自動車による遠距離通勤者・電車利用者等は、その交通機関復旧後直ちに葉山小学校に参集する。

(2) 参集の判断

- ・次ページ、フローチャート図「大地震・風水害等での教職員の参集の判断の仕方について」の【具体的な行動】を参考にする。

大地震・風水害等での教職員の参集の判断のしかたについて

(参集の大原則)



【 具体的な行動 】

- ① (参集可能な場合) **勤務校へ参集する。**
- ② (勤務校へ交通途絶がある場合) **安全に留意しながら勤務校を目指し参集する。**
- ③ (勤務校に向かうには明らかな困難がある場合) **困難な状況の改善を待つ。**

※明らかな困難: 鉄道、道路等が寸断され、復旧に数日かかる、参集手段がない状況

※交通途絶の状況に応じては、町内の別の学校での勤務もあり得る。たどりついた最寄りの学校から、さらに勤務校を目指すかどうか伝言ダイヤル等を使い慎重に判断す

3 葉山小学校が避難所となった場合の対応について

【1】避難所業務への協力について

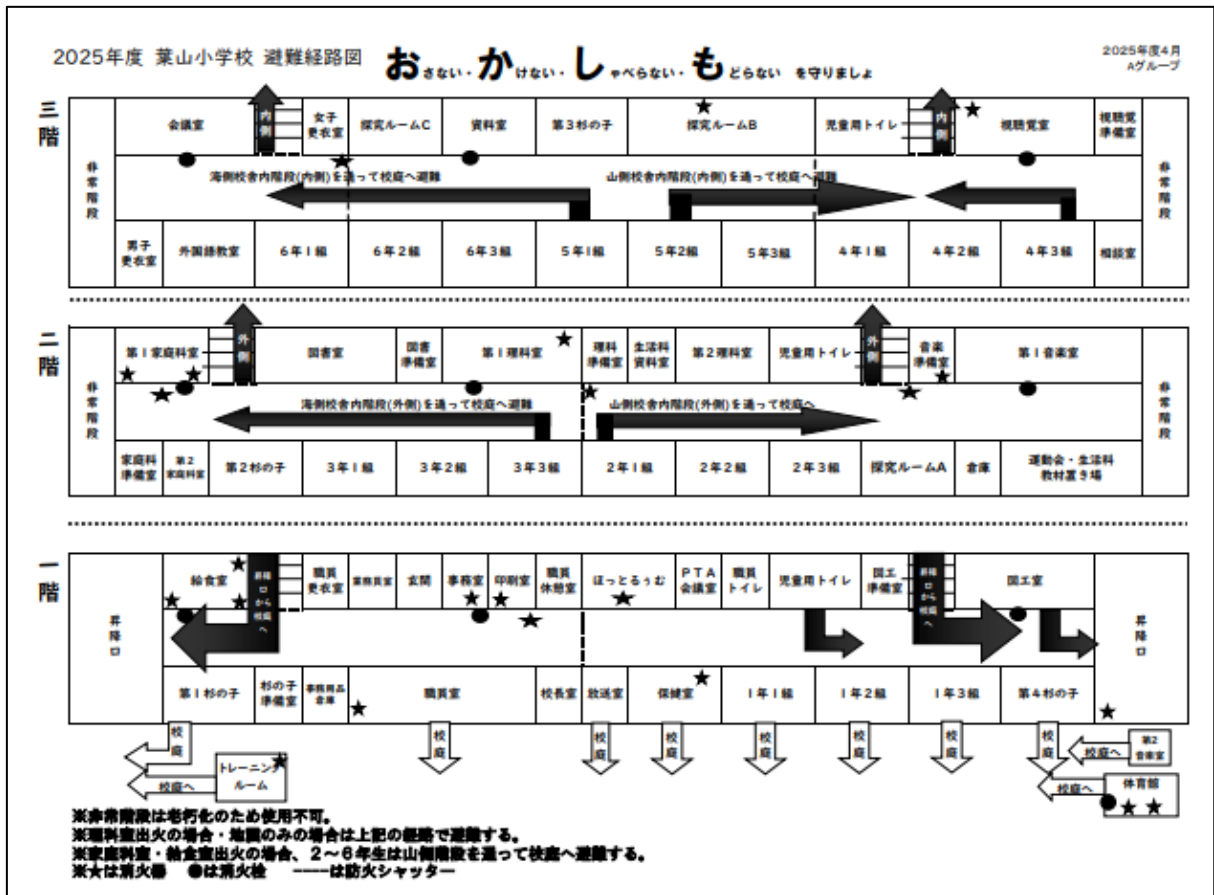
(1) 町との連携を図る

- ① 災害時において学校が避難所となった場合には、町長が行う災害応急対策が円滑に行われるよう、学校は避難所の運営について協力する。
- ② 校長は、町の災害対策担当部局等との協議・検討を踏まえ、あらかじめ教職員の具体的な職務分担、応援体制等の計画を策定しておく。

(2) 避難所計画の準備

- ① 収容人数を考慮し、校舎開放の優先順位をあらかじめ決めておく。
- ② 避難所開設期間が長期化する場合には、学校施設の一部を避難所としたまま授業を再開することを想定しておく。
- ③ 計画ができあがったら、レイアウト図を地震に備えて数枚事前に作成しておく。
 - a. 基本的な開放場所は黄色 (開放 1) の場所とする。
 - b. 足りない場合は緑色 (開放 2) を供与する。
 - c. 青色 (開放 3 普通教室) は、応急教育再開時に撤収する条件で開放する。

校舎配置図



黄色・・・開放（地域に貸し出し）

緑・・・教育再開までの臨時開放

青・・・基本開放しません（学校管理）

(3) 指定避難所としての学校の対応

- ①教職員が、校長の指示に基づき、避難所の管理運営業務に従事した場合は、当該学校の管理業務の一環を担っているものと考えられるので、教職員の職務の一部として取り扱う。
- ②住民等が学校に避難してくれば、そこは避難所になることから避難者に対して適切な対応ができるよう、避難対策等に係る計画を定めておくことが重要である。

【2】 避難所としての初期対応のあり方

(1) 児童が学校管理下にある場合

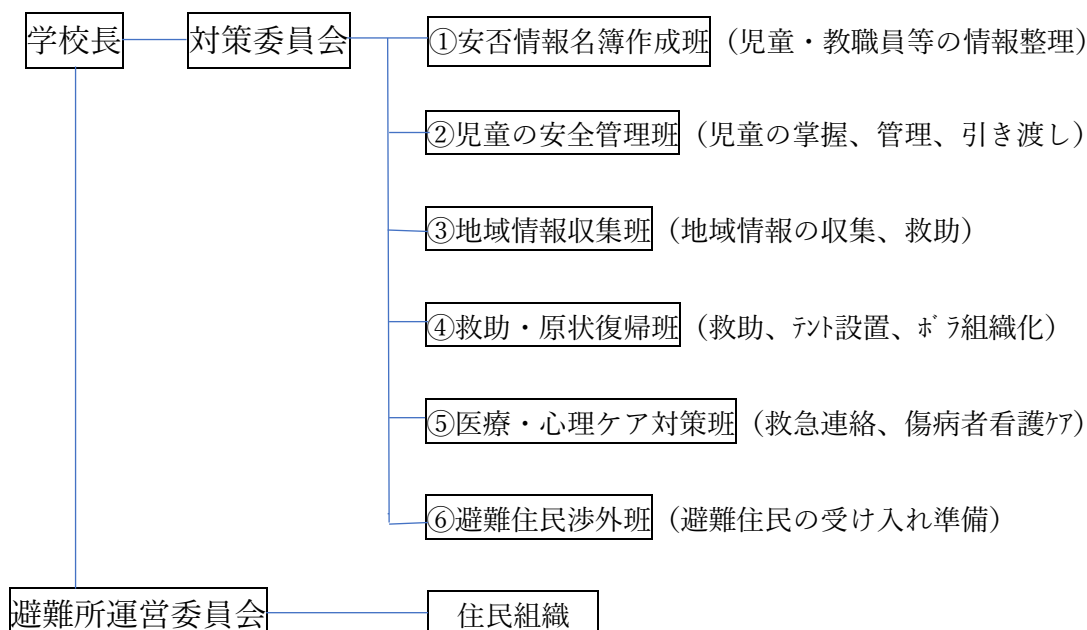
(教職員が学校にそろっている場合)

- ①避難所情報収集カードを配布し、記入後提出してもらう。
- ②最初の段階は仮の受け入れ場所であることを放送等で伝える。
- ③避難所運営委員会を開設し、施設開放計画を承認してもらう。
- ④決定した開放計画によるレイアウト図を体育館等に数カ所掲示する。
- ⑤レイアウト図に従って正規の避難場所に移動してもらう。
- ⑥活動の組織図については次ページの例2を一つの参考とする。

(2) 夜間・休日等、教職員が学校にいない場合

- ①家族等の安全を確認した上、教職員は可能な限り急いで学校に参集する。
- ②管理職の到着を待たず、教職員が一人でも学校に到着した時点で、地震対策委員会が開始される。その際の手順は次の通りとする。
 - ・避難所情報収集カードとハンドマイクを持って体育館に向かい、避難所を地域住民に開放し、管理職の到着を待つ。
 - ・情報収集カードを回収しつつ、新たな避難住民を体育館に誘導する。
 - ・体育館以外の校舎の開放は、避難所運営委員会後決定する旨、避難住民に伝え、協力を求める。
 - ・施設トイレの使用禁止を伝え、住民協力で、トイレ製作を行う。
- ③避難所運営委員会役員が集まってきた場合は、管理職を待たずに仮の運営委員会を開催して情報収集を開始する。

＜被災後の初動期～避難所安定期までの対策班の枠組み＞



【3】 避難所運営時における応急教育開始までの目安

各教職員は、一度も体験したことのない災害を経験するわけである。破損した校舎、避難住民、児童の怪我や死亡。そんな状況の中で、一つの目標を持って行動する必要がある。それが、「応急教育の開始」である。

教育再開の目的は、被災者となった児童の心のより所に「学校」があるからである。様々な報告から、学校教育の再開自体が児童を励ます効果が非常に大きいことが指摘されている。

そのために基本的には 1 週間から 10 日前後で応急教育を再開することを一つの目安とする。

場合によっては校舎の一部が避難住民に提供されたままの状況も考えられるが、遅くとも 3 週間から 1 ヶ月後には葉山小学校で応急教育が再開されていくことを目安とする。その際のポイントは、以下の 5 項目と考える。

- (1) 児童、教職員の被害状況把握
- (2) 施設、設備等の確保
- (3) 教育再開の決定・連絡
- (4) 教育環境の整備
- (5) 児童の心のケア

1 日も早い 応急教育の開始！



第2章 風水害にかかる基本的な対応

1 風水害への学校としての事前対策

【1】土砂災害ハザードマップ等による地域の実情把握

(1) 学区の交通機関の現況

学区内のバスが運行不能になった場合でも、葉山小学校児童への影響はほとんどないと判断する。(一部の指定校変更者、区域外通学者を除く)

(2) 通学路の危険箇所の把握

①旧ボンジュール前横断歩道は、地域の見守りがなくなったため、令和3年度より使用を禁止する。風早橋地域の通学については、国道を挟んで仙元山側の住民はそのまま国道沿いを葉山トンネルを越えて向原まで歩く。反対の海側は、すべて木ノ下交差点を横断し、図書館前を通過、ジョナサンから向原に行き、向原交差点を横断して登校する。

②堀内1600番地台の地域は、土砂崩れがあり、未対策のため注意が必要。

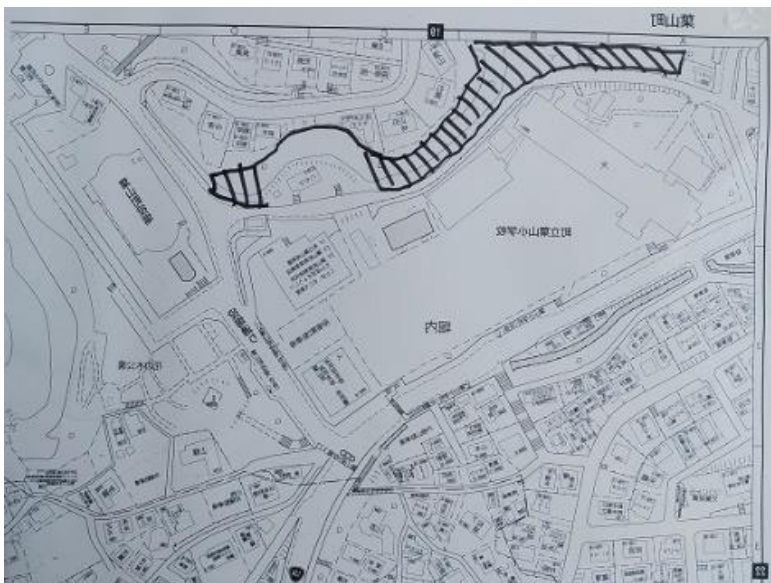
③図書館入口から図書館前までは道路が狭く、歩道からはみ出す児童が多いので常に指導が必要。

④森戸川河口付近は大雨の際、氾濫に注意が必要。

⑤雨天を心配して、原則禁止されている児童の送り迎えをする車両が増えるので、校門前横断歩道付近は交通事故に留意する必要がある。

(3) 学校立地の地理的特徴による危険性の把握

本校で過ごす場合、基本的に敷地内で崖崩れが想定される場所は、プール脇、体育館裏、第二音楽室裏及び東側昇降口付近である(図の黒い斜線部分)が、補強工事が済んでいるため、大雨の時でも崩れる心配は概ねない。つまり、体育館や校舎で過ごしている間は、安全は確保できると考える。



但し、大地震の場合は例外で、土砂崩れの可能性が大いにある。また、崩落の可能性が高いのが、国道側のブロック塀である。かつて校庭から大量の水が国道へ流れ出ていたが、部分的工事によりそれは収まっている。本校にとどまれば危険は回避できるが、崩落が起こることを想定して生活する配慮は必要となる。

本校利用者は通常本校児童・教職員である。登校時危険な状況であれば、基本的には休校措置が執られる。

(4) 広域避難場所など自校以外の避難可能場所の把握

広域避難所候補は、葉山中学校と、町役場、福祉文化会館が候補である。

【2】避難所としての事前対策

葉山小学校の、緊急連絡体制は、あんしんメールを管理職が送ることで担保する。

町の防災安全課との連携体制は、電話連絡となる。

(1) 鍵の保管等について状況確認

防災備蓄庫の鍵は、職員室校長席後ろのキーロッカー下がっているオレンジの鍵である。しかし備蓄庫が校地外にあり、使い勝手が非常に悪い。備蓄庫の校地内への移動を希望する。

(2) 防災備蓄倉庫の活用についての協議

防災備蓄倉庫等の活用について町及び葉山小・中合同避難所運営委員会と事前に協議しておく。

(3) 校長等の緊急連絡先情報の町への提供

災害の規模や状況に応じ、町の防災担当主管課から学校に対して避難所開設について緊急連絡を行うことが想定されるため、夜間・休日でも確実に連絡できるよう、校長・教頭の緊急連絡先については、教育委員会へ報告済。

2 風水害時における学校の対応

【1】児童の措置等

(1) 登校前・登校後の対応

午前6時30分の時点で、葉山町を含む地域に「暴風警報」を含む警報が発令されている場合、「大雪警報」「大暴風雪警報」が発令されている場合、「大雨警報と洪水警報が同時に発令されている場合」は、町内すべての小・中学校は臨時休校となる。学校からの連絡はしない。登校後に発令された場合は、「一斉下校」または「引き渡し下校」とする。

※ 葉山小学校が臨時休校措置等の対応を行った場合は、当該措置状況について、教育委員会に報告する。

【2】児童に対する特別措置に関わる出欠の扱い

(1) 全校休業措置をとった場合

「臨時休業」に該当し、「授業日数」を減じる。

(2) 一部休業措置をとった場合

ア 同一学年の全学級が同じ日に休業措置をとった場合

「臨時休業」に該当し、「授業日数」を減じる。

イ ある学級に限り休業措置をとった場合

「出席停止・忌引等」に該当し、「出席しなければならない日数」から減じる。

(3) 「家庭の判断」という措置（個人が休んだとき）をとった場合

「出席停止・忌引等」に該当し、「出席しなければならない日数」から減じる。

(4) 登校時間の繰り下げ措置、下校時刻の繰り上げ措置をとった場合

「出席」の扱いとします。「遅刻」又は「早退」扱いにはしない。

3 学校施設が被害を受けた場合の対応について

【1】 風水害時の応急対応

(1) 学校施設が災害を受けた場合、校長は速やかに被害状況等を教育委員会に報告する。

(2) 教育委員会は、被害状況等について、町災害対策本部長（町長）に報告する。

(3) 町災害対策本部長は、当該報告等により応急措置の必要があると認めたときは、「災害発生時の応急対応に関する協定」に基づく機関の協力を得るなど必要な措置を講じる。

【2】 児童の措置と応急教育の実施方法

(1) 応急教育等の措置

ア 校長は、被害状況に応じ、学校防災計画に基づき、児童の安全を最優先した適切な措置を講じる。

イ 校長は、被害状況を考慮した上で、可能な範囲で教育活動の実施を図る。

ウ 教育委員会は、被害を受けた学校の事態を検討し、被災した児童数に応じて収容対策を講じる。

エ 教育委員会は、災害救助法の定めるところにより、学用品の給与を行う。

(2) 応急復旧措置

ア 校長は、被害を受けた箇所を点検し、児童の安全を確保するために必要な措置を講じる。

イ 教育委員会は、学校施設の応急復旧措置とまたは並行して、復旧した施設又は仮設校舎等へできるだけ速やかに児童を収容し、平常の教育形態に近づけるよう措置する。

【3】 教材、学用品等の調達等

(1) 応急措置

災害を受けた学校における教材や学用品等については、教育委員会が実態調査を行い、学校管理運営用、事務用及び教育用として必要な物品類等を調達するとともに、児童の救援のため、必要に応じて被害救助法の適用手続きを行う。

(2) 応急復旧措置

災害を受けた学校における設備等の復旧は、諸復旧計画と併せて処理していく。

【4】 学校給食等の措置

(1) 応急措置

ア 教育委員会は、給食施設・設備及び給食用物資の納入業者の被害状況を速やかに把握し、必要に応じ、学校給食の献立変更または中止などの措置をとる。

イ 校長は、被害状況が判明した後、具体的な復旧計画を立て、できるだけ速やかに学校給食を再開する。

(2) 応急復旧措置

ア 校長は、給食調理場及び給食設備等の清浄、消毒を行なうとともに、保健福祉事務所と連携して衛生管理の万全を期す。

イ 校長は、児童、教職員及び給食用物資の納入業者の赤痢その他の感染症の発生状況を調査するなど、保健福祉事務所と連携した防疫措置を講じる。

ウ 校長は、教育委員会及び学校給食会と連携して学校給食を再開する。

【5】 学校の衛生管理

(1) 授業再開に備え、浸水校にあつては、学校内全部、また浸水を免れた学校にあつては、トイレ、給食施設その他防疫上必要な箇所の消毒を行う。

(2) 災害を受けた後の感染症の発生に留意し、その発生があった場合は、速やかに保健福祉事務所に届け出て、適切な処置を講じる。

第3章 避難所開設に係る基本的な対応

【1】 避難所活動について

避難所活動については、情報の収集・伝達、活動の記録を施設管理者等職員が担当し、給水、炊き出し給食等避難生活に関する諸活動を自主防災組織等が担当するものとする。

(1) 避難所の開設が必要となる状態

ア 避難所に指定された施設^(注1)の施設管理者等職員^(注2)は、震度5強以上の地震が発生したとき又は発生したと思われるときは、災害対策本部長の指示を待つことなく速やかに避難所を開設の準備をする。

なお、震度5弱以下の地震の場合でも、被害の状況により町の災害対策本部長が避難所を開設することを必要と認めたときは、その指示に従い開設する。

(注1. 葉山町立小中学校6校他 注2. 校長等)

イ 住民は緊急に避難する必要があるときには、町による開設を待つことなく避難所を開設する。

ウ 避難所を開設した者(施設管理者等又は自主防災組織等)は、開設した旨を町の災害対策本部に連絡する。

(2) 避難所の運営管理（各避難所運営委員会作成の対応マニュアル参照）

避難所の運営管理は、町職員、施設職員、教職員、自主防災組織、ボランティア等の相互協力のもとに、避難所毎に作成されている対応マニュアルに沿って実施する。

ア 管理責任者は原則として、施設の管理者とする。

イ 管理運営上の留意事項

(ア) 障害者、傷病者、高齢者、乳幼児等災害要援護者への対応を優先する。

(イ) 保健師等の巡回、健康相談及び医療救護活動と連携した健康管理を行う。

(ウ) 防疫活動による伝染病の発生防止等衛生管理を行う。

(エ) 個人、家族のプライバシーを尊重する。

(オ) 暖房器具、防寒衣料等冬期間も考慮する。

ウ 施設職員等の役割

(ア) 情報収集と伝達（避難所活動の方針決定に資する事項等）

(イ) 避難者の把握

(ウ) 非常用食料、生活物資の配給については、事前に町災害対策本部の指示を受けて実施する。

エ 自主防災組織等の役割

自主防災組織等が中心となり避難者が自ら避難所の運営に当たる。

オ 広報活動

カ 給水活動

キ 給食活動

ク トイレの使用

ケ その他避難者の生活支援

【2】避難所開設における学校・教職員の役割

(1) 教職員による避難所運営支援

ア 大規模災害発生時において教職員は児童の安全を確保するとともに、校長を中心として学校教育活動の早期正常化を図ることが第一義的な役割となる。しかし、学校が避難所となった場合には、町長の指揮下で行われる災害応急対策が円滑に行われるよう、教職員は避難所運営に協力する。

イ 教職員が、校長の指示に基づき、避難所の管理運営業務に従事した場合は、当該学校の管理業務の一環を担っているものと考えられるので、教職員の職務の一部として取り扱うことになる。

(2) 連絡調整者の役割（休日・勤務時間外における初動対応）

ア 連絡調整者の基本的役割

連絡調整者は、東海地震の注意情報・予知情報や葉山町内での震度が5弱以上又は

津波警報・大津波警報の情報を入手した場合、あるいは震度5弱以上の地震が発生した場合は勤務校に参集し、校長・教頭が到着するまでの間、教育委員会や町災害対策本部、避難所運営委員会との連絡調整など災害発生直後の初動対応を行う。

イ 避難所である体育館への避難者の誘導支援等

- A 連絡調整者は、参集した避難所運営委員会のメンバーや指定された町職員と協力して、避難者が校庭や体育館等に避難するよう指示する。
- B 連絡調整者は、それぞれ特別な用途に使用するため、校長室、職員室、会議室、保健室、給食室等については、避難者の生活スペースとしては使用させないよう、避難所運営委員会に対して要請する。
- C 連絡調整者は、職員室や放送室、体育館の放送室の鍵を開錠し、避難所運営委員会が放送設備を使用できるよう対応する。
- D 連絡調整者は、避難所運営委員会からの要請に基づき、避難所開設・運営が円滑に行われるよう、ハンドマイク、可動式無線マイク・スピーカー設備など用具の貸与など緊急対応として必要な措置を講じる。

(3) 校長・教頭への報告

校長・教頭が学校に到着した場合には、連絡調整者は、直ちに地震発生後に対応した措置等について、校長・教頭に報告する。

【3】 住民対応・避難所支援班の設置

(1) 住民対応・避難所支援班の設置

- ア 大規模地震発生時において教職員は、児童の安全を確保するとともに、校長を中心として学校教育活動の再開を図ることが第一の目標となる。
- イ 避難所の開設・運営は、基本的には避難所運営委員会が行うが、学校（災害対策本部）としても、住民対応・避難所支援班を設置し、避難所運営委員会による避難所の開設・運営が円滑に行われるよう支援する。
- ウ 住民対応や避難所支援に関わる時間は原則として48時間（初期対応）とする。

(2) 住民対応・避難所支援班の役割

※ 詳細は各避難所運営委員会作成の対応マニュアル参照

- ア 避難者の誘導
- イ 放送設備の使用についての対応
- ウ 避難所の整備、割り振り
- エ 負傷者の応急手当
- オ その他避難所運営支援